

## 県西地域活性化プロジェクト推進交付金について（案）

## 1 目的

県西地域活性化プロジェクトの推進に先導的な役割を果たすと認められる事業について、事業費の一部を県が負担することにより、地域の主体的な取組みを促進するとともに、プロジェクトの早期実現を図る。

## 2 概要

## (1) 事業提案者

- ・ 県西地域の2市8町
- ・ 県西地域で事業を実施する民間事業者

## (2) 対象事業

- ・ 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられている事業  
(位置付けが可能なものも含む。)
- ・ 県西地域活性化プロジェクトの推進に先導的な役割を果たすと認められる事業
- ・ 上記の2条件を満たせば、ハード・ソフトを問わない  
(ただし、調査研究、計画策定その他事業実施のための準備は含まない。)

## (3) 事業実施期間

平成27～28年度2カ年を事業期間とすることができる。

ただし、年度毎に分割可能な事業であることを条件とし、平成27年度分の事業については平成28年3月31日までに完了すること。なお、予算措置の手法については、今後調整を図る。

## (4) 交付額

- ・ 平成27年度交付額 75,000千円
- ・ 2カ年で1事業あたり50,000千円を限度に市町に交付
- ・ 市町村が提案者の場合は、交付額は事業費の10/10以内。民間事業者が提案者の場合は、交付額は事業費の1/3以内。

## (5) 審査方法

- ・ 事業提案者は、提案書を県に提出
- ・ 提案を審査する場としてプレゼンテーションを開催
- ・ 審査には、協議会委員のうち、有識者委員等が参画
- ・ 民間事業者の事業採択にあたっては、事業を実施する所在市町の意見も聴取

## (6) スケジュール

- ・ 5月～6月頃 提案募集
- ・ 7月～8月頃 プレゼンテーション、審査、採択提案決定
- ・ 10月以降 市町の予算措置、事業計画書及び交付申請書を県に提出  
交付決定、事業開始